

令和 2 年 5 月 2 8 日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様
指定介護予防支援事業所 管理者 様
指定小規模多機能型居宅介護 管理者 様

北名古屋市役所福祉部次長兼

高齢福祉課長 青山 美枝

ケアマネジメント業務等について（通知）

ケアマネジメント業務等の臨時的な取扱いについては、令和 2 年 4 月 1 7 日付で通知していますが、緊急事態宣言等の解除されたことを受け、令和 2 年 6 月 1 日（月）からは、十分な感染対策を実施した上で、通常の手順によりサービスを提供してください。

ただし、利用者またその家族が新型コロナウイルス感染症を理由として訪問を望まない場合については、その旨を適切に記録を残して、訪問に依らない代替措置を実施してください。この場合においては、減算や指導の対象とはせず、また各種加算の要件を満たしているものとして取り扱います。

〔問い合わせ先〕

担 当 福祉部高齢福祉課

電話番号 0 5 6 8 - 2 2 - 1 1 1 1

F A X 0 5 6 8 - 2 6 - 4 4 7 7

E - m a i l korei@city.kitanagoya.lg.jp